

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 規則

ページ

- 北九州市食品衛生に関する規則の一部を改正する規則【保健福祉局保健衛生部保健衛生課】 3

### ◇ 告示

- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 5
- 徴収事務の委託【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 6
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】 7

### ◇ 公告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課】 8
- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 10
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【保健福祉局健康医療部保険年金課】 11

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市食品衛生に関する規則の一部を改正する規則

食品衛生法施行規則等の一部改正に伴い、営業の届出の手續について定める等のため、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和3年6月1日から施行することにしました。

北九州市食品衛生に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月6日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第28号

北九州市食品衛生に関する規則の一部を改正する規則

北九州市食品衛生に関する規則（平成12年北九州市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の規定による」を「に規定する」に、「の設置」を「の選任」に、「食品衛生管理者設置（変更）届」を「食品衛生管理者選任（変更）届」に改める。

第3条第1項中「第67条第1項」を「第67条」に、「営業許可申請書」を「営業許可申請書（新規・更新）」に、「別表第1」を「別表」に改め、同条第3項中「営業の許可を受けた者又は営業の許可を受けた者の地位を承継した者」を「法第55条第1項の許可を受けた者」に、「営業者」を「許可営業者」に改め、同条第4項中「営業者」を「許可営業者」に、「営業所」を「施設」に、「、営業許可の番号及びその年月日並びに」を「並びに当該施設の許可の番号、当該許可を受けた年月日及び当該」に改める。

第4条及び第5条を削る。

第6条の見出し中「営業」を「手数料」に改め、同条各項中「別表第1」を「別表」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（営業の届出）

第5条 省令第70条の2の営業の届出は、営業届を市長に提出することによってしなければならない。

第7条の見出し中「営業者の」を削り、同条中「法第53条第2項」を「省令第68条から第70条まで」に改め、「営業の許可を受けた者の」を削り、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（申請事項の変更等の届出）

第7条 省令第71条に規定する変更の届出は、変更を生じた日から10日以内に、変更届を市長に提出することによってしなければならない。

2 許可営業者又は届出営業者（法第57条第1項の規定による届出をした者をいう。以下同じ。）は、30日以上休業しようとするときは、あらかじめ、休業届を市長に提出しなければならない。

第8条を次のように改める。

（廃業の届出）

第8条 省令第71条の2に規定する廃業の届出は、廃業により営業を継続す

ることができない事情が生じた日から10日以内に、廃業届を市長に提出することによってしなければならない。

- 2 前項に規定する廃業届の提出は、許可業者又は届出業者が死亡した場合（法人にあつては、解散した場合）において、その地位を承継する者がいないときは、その相続人又は同居の親族（法人にあつては、清算人）が行うものとする。

第9条及び第10条を削る。

- 第11条各項中「業者」を「許可業者」に改め、同条を第9条とし、第12条を第10条とし、第13条を第11条とする。

第14条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 食品衛生管理者選任（変更）届
- (2) 営業許可申請書（新規・更新）

第14条第5号を次のように改める。

- (5) 営業届

第14条第7号を次のように改める。

- (7) 変更届

第14条中第9号及び第10号を削り、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 休業届

- 第14条中第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同条を第12条とし、第15条を第13条とする。

付 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

北九州市告示第187号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月6日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
株式会社別院通り薬局	北九州市門司区原町別院18番6号	令和3年5月1日
博愛薬局相生店	北九州市八幡西区相生町5番8号	令和3年5月1日

北九州市告示第188号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立総合療育センター及び北九州市立総合療育センター西部分所の手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和3年5月6日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
社会福祉法人北九州市福祉事業団	北九州市八幡東区中央二丁目1番1号	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

北九州市告示第189号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月6日

北九州市長 北 橋 健 治

1 薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
コストコホールセール 北九州倉庫店薬局	北九州市八幡西区本城学研台一丁目2番12号	令和3年5月1日
おおはた薬局	北九州市八幡西区幸町二丁目1番27号	令和3年5月1日

2 訪問看護（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション はな門司	北九州市門司区柳町一丁目7番24号	令和3年5月1日
かなえ訪問看護ステーション	北九州市小倉北区中井口3番44号	令和3年5月1日

北九州市公告第 293 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 3 年 5 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール八幡東

北九州市八幡東区東田三丁目 2 番 1 号

2 大規模小売店舗を設置する者

三菱 UFJ 信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

代表取締役 長島 巖

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

イオン九州株式会社

福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番 1 1 号

代表取締役 柴田祐司

他 69 者

(2) 変更後

イオン九州株式会社

福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番 1 1 号

代表取締役 柴田祐司

他 66 者

4 変更の年月日

令和 3 年 3 月 31 日

5 変更する理由

営業政策のため。

6 届出年月日



令和3年4月22日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和3年9月6日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和3年9月6日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第 294 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 3 年 5 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区楠橋南三丁目 7 番 1 及び 7 番 3 から 7 番 28 まで、金剛三丁目 6 番 1、6 番 3 から 6 番 10 まで、2382 番 3 及び 2382 番 6 から 2382 番 10 まで並びに野面一丁目 2381 番 1、2381 番 9 から 2381 番 26 まで及び 2383 番 4 のうち	新潟市中央区一番堀通町 3 番地 10 株式会社 福田組 代表取締役社長 荒明正紀

## 北九州市公告第 295 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 3 年 5 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

区役所国保年金課及び国保事務センター業務委託 一式

(2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 契約締結日から令和 6 年 9 月 30 日まで

(4) 履行場所 北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号

小倉北区役所国保年金課

北九州市小倉南区若園五丁目 1 番 2 号

小倉南区役所国保年金課

北九州市八幡西区黒崎三丁目 15 番 3 号

八幡西区役所国保年金課

北九州市小倉北区馬借一丁目 7 番 1 号

保健福祉局健康医療部保険年金課及び健康推進課（国保事務センター）

(5) 入札方法 落札者の決定は、総合評価競争方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類及び入札書（以下「総合評価のための書類」という。）を提出すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の

規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和3年5月26日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

### 4 総合評価のための書類の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市保健福祉局健康医療部保険年金課

イ 日時 この公告の日から令和3年6月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 北九州市保健福祉局健康医療部保険年金課のホームページからダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市保健福祉局健康医療部保険年金課のホームページ

<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/ho-nenkin.html>

(3) 競争参加の申請書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和3年5月26日の午後5時までに競争参加の申請書を北九州市保健福祉局健康医療部保険年金課に提出しなければならない。

(4) 入札説明会 入札説明会は実施しない。

(5) 郵送による場合の総合評価のための書類の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和3年6月22日の午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 令和3年6月23日午後3時

### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
  - ア 言語 日本語
  - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
  - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
  - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
  - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
  - ウ 入札仕様書記載の入札者に要求される義務を履行しなかった者がした入札
  - エ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法
  - ア 物品等の調達における総合評価競争方式試行要領第3条及び第4条に定めるとおり、入札及び開札にて入札者に総合評価のための書類をもって申込みをさせ総合評価を行い、総合評価の方法によって得られた総合評価点数の最も高いものを落札者とする。
  - イ 詳しくは入札説明書による。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等
  - 北九州市保健福祉局健康医療部保険年金課
  - 〒803-8501 北九州市小倉北区域内1番1号
  - 電話 093-582-2415

## 6 Summary

- (1) Ward Office Subcontract for the National Health Insurance Pension Division, and the National Health Insurance Office Center
- (2) Tender Submission Deadline (in-person)  
3:00p.m. on June 23, 2021

(3) Tender Submission Deadline (by mail)

5:00p.m. on June 22, 2021

(4) For inquiries, contact the secretariat at:

National Health Insurance and Pension Division,

Public Health and Welfare Bureau,

City of Kitakyushu